

教育委員会会議 会議録〔詳細〕は、市役所 1 号館地下の市政資料室で公開しています。

.....

佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録〔概要〕

令和 8 年 7 月教育委員会会議：定例会

期 日 令和 8 年 7 月 1 5 日（水） 開会 午後 3 時 0 0 分
閉会 午後 4 時 0 1 分

会 場 1 号館 3 階会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 柴内 靖 委員

傍 聴 者 1 名

出席職員	教 育 長 圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長 宮崎由美子
	教育部参事(学務課長事務取扱) 松丸 晴久	教育部参事(指導課長事務取扱) 山本 健太
	教育総務課長 藤崎 裕之	教育センター所長 塚本 崇
	社会教育課長 舎人 樹央	教育施策推進室長 指簾 尚
	教育総務課施設班長 須藤 克友	教育総務課企画財務班長 伊藤 浩司
	教育センター 大野 裕貴	
事務局	教育総務課教育総務班長 千々岩和代	教育総務課教育総務班 篠永 誉央

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より 3 件報告

諸般の報告 3 点を申し上げる。6 月 26 日開催の副校長・教頭会議について、7 月 1 日開催の令和 8 年度第 2 回教科用図書印旛採択地区協議会について、7 月 10 日開催の令和 8 年度第 2 回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会についてである。

まず、6 月 26 日開催の副校長・教頭会議では、4 点について話した。1 点目は、副校長、教頭の思いや願いが教師集団をつくるということ。当たり前のことだが、管理職が直接子どもにとってよい学校をつくるのではなく、教職員が子どもたちと実現していくという認識を教職員と共有することが重要だと考える。その際、副校長、教頭が明確な思いや願いを持っているという

ことが適切な判断につながり、教職員を望ましい方向に成長させるための指導、支援につながるということを話した。あわせて、ミドルリーダーと力を合わせて、教職員がお互いの思いや願いを実現する場をつくれるように道筋を示してほしいということを伝えた。

2点目は、コミュニティ・スクールの意義について。7月から市内全校で学校運営協議会が組織できたことへの感謝を伝えるとともに、今後はこれまでの教育活動と新たに始まるコミュニティ・スクールをどう融合させていくかという視点が重要になること、保護者、地域の方々とこれまで以上に連携を深め、地域とともにある学校づくりを進めてほしいということを伝えた。

3点目は、不祥事の根絶について。ここは先般の校長会議の内容と重なるが、危機管理能力は想像力との闘いであるということ、まさかをもしもに変えて、最悪のシナリオを日常の点検に落とし込むとともに、不祥事防止研修の在り方についても、自分事として考えられる内容にするため、研修の在り方に検討を加え、改良を重ねていく必要があるということを伝えた。

4点目は、次期学習指導要領に向けた検討事項について。令和12年度から小学校が、令和13年度から次期学習指導要領の全面实施になることから、文部科学省が示している論点整理や各教科等のワーキンググループ等の情報が共有できる、そういう資料を提供した。

大きな2点目として、7月1日に白井市役所で開催された、令和8年度第2回教科用図書印旛採択地区協議会について。今年度は、学校教育法附則第9条図書の選定が行われた。印旛地区9市町の代表者や校長、教頭、教諭、保護者代表者とともに、子どもたちにとってふさわしい教科用図書となることに留意して、柴内委員と一緒に出席した。

3つ目は、7月10日にホテルウェルコ成田で開催された令和8年度第2回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会、そして教育長会議について。定例の常任委員会では、各市町負担金導入、関係機関負担金の支出や千葉県市町村教育委員会連絡協議会への要望書提出について報告があった。その後、印教連の研究視察や教育功労者表彰について協議を行った。

その後の教育長会議では、千葉県教育庁教育振興部部長、鈴木克之様を講師にお迎えし、千葉県教育の課題と今後の対応についてご講演をいただいた。この講演の中で県の課題というのは、本市でも抱えている課題とほとんどが重なる内容であったが、高校の魅力化について、今、国から各県に強力な要請、動きがあり、県としても桁違いのお金が入りてくるので、それをどう有効活用を図っていけばいいのかというところが、非常に大きな課題となっているという話があった。高校改革が動き出しているという報告が鈴木部長からあったことが、私としては大変印象に残ったところである。

② 令和8年6月市議会定例会について【教育総務課長】

令和8年6月市議会定例会について報告をする。

資料1ページ。令和8年6月定例会佐倉市議会議決結果一覧。6月市議会定例会は、6月8日月曜日から6月29日月曜日までの22日間を会期として行われた。初めに、教育委員会に関連する議案及び請願について報告する。

議案については、議案第1号、議案第11号の2議案で、原案のとおり可決された。

続いて、資料の3ページ。教育委員会に関連する事項だが、請願第23号及び第24号については、採択された。

次に、発議案第1号及び第2号については、いずれも原案のとおり可決された。

続いて、一般質問について。答弁記録の表紙の次、7ページ。教育委員会関係の質問については、12名の議員からあった。質問及び答弁の概要については、15ページから30ページまでとなっている。主な内容としては、教育環境に関すること、部活動地域展開に関すること、中学校の制服に関することなど多岐にわたる質問があった。

③ 佐倉市立小中学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインについて【教育センター】

佐倉市立小中学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインについて報告する。現在のガイドラインは、昨年度末に策定したものをより学校現場の実情等を踏まえて改訂したものとなっている。

まず、表紙を開いて「はじめに」について。令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立、施行され、医療的ケア児の日常生活や社会生活を社会全体で支えること、居住地域にかかわらず、ひとしく適切な支援を受けられるようにすることが基本理念として示され、国、地方公共団体、学校設置者等の責任が明確化された。その中で佐倉市においても、本年度4校に4名の医療的ケア児が在籍する中で、安全確認や教職員の役割分担、看護師等の専門職との連携、保護者との協力体制などを整理し、安全で適切な支援を行うための基本的な考え方、実施体制、手続を示す必要があるものと考え、本ガイドラインを策定したところである。

次に、目次について、本ガイドラインは、第1章、学校における医療的ケアの基本的な考え方、第2章、医療的ケアの実施、第3章、医療的ケア実施までの流れで構成している。

まず、2ページの第1章について。学校で医療的ケアを実施する意義は、単に医療的措置を行うことにとどまらず、登校日数の増加、授業の継続性の確保、教職員や友人との関係づくり、本人の意思表示やコミュニケーションの育成、自己肯定感の向上など、教育的な意義がある。これらの意義を関係者で共有しながら、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行っていくことが重要である。

3ページ。学校における医療的ケアの基本的な考え方について。医療的ケアを安全に行うための体制整備に努めるとともに、就学先の決定に当たって就学相談を通じた十分な検討、安全を最優先に医療的ケアを実施していくことなどを明記している。

続いて、4ページ。第2章、医療的ケアの実施について。医療的ケアの安全な実施には、関係者の役割分担の連携が不可欠である。4ページから6ページでは、教育委員会ははじめ当該校の管理職や担任、養護教諭や学校看護師など、主治医、保護者の役割分担の一例を示している。

8 ページ。これらの役割分担については、校内に設置する医療的ケア安全委員会を組織し、学校の実情等を踏まえて決定していきたいと考えている。また、安全委員会では、医療的ケア児の健康状態や主治医による指示、保護者の意向等を踏まえ、医療的ケアの実施に当たっての個別実施マニュアルを策定してほしいと考えている。このマニュアルについても、毎年度PDCAサイクルに基づいて運用を行い、医療的ケア児の成長を促していきたいと考えている。

最後に、9 ページの第3章、医療的ケア実施までの流れについて。新規の場合、まず4月から6月頃を目安に教育委員会が就学相談を受け、児童生徒の状態や必要なケアを確認する。

次に、6月から7月頃までに就学予定校を見学し、9月頃までに保護者が医療的ケア実施申請書と主治医意見書を提出する。

その後、10月頃までに教育委員会、就学予定校、主治医等で受入れ態勢を協議し、11月頃までに面談や実施可否の通知を行う。

実施可能となった場合は、確認書兼同意書や主治医指示書を提出していただき、学期開始前までに医療的ケアの実施に当たっての最終確認を行う。

第4章はこれまでの国からの通知等の掲載をし、第5章は医療的ケアの実施に当たっての様式を掲載している。

最後に、本ガイドラインは医療的ケア児が安全に、そして安心して学校生活を送るための共通の指針となるものである。医療的ケアを単なる医療上の対応ではなく、学ぶ権利を保障し、将来の自立や社会参加につなげる教育的支援として捉えることが大切だと考えている。また、本ガイドラインについては、これからも現場の実践等を踏まえて、よりブラッシュアップしていきたい。今後も関係者が共通理解の下で連携し、一人一人の状況に応じた支援体制を検討していきたいと考えている。

④ いじめの状況について【指導課長】

小中学校のいじめの状況について、6月末日までの報告をする。

初めに、認知件数だが、小学校が394件、中学校が142件の合わせて536件の報告を受けている。昨年度の同時期と比較して、中学校はマイナス9件だが、小学校が113件増加。6月に新たに認知された件数は、小中学校合わせて98件。6月は人間関係の課題が表面化する時期であることに加えて、多くの学校でアンケートや教育相談等を実施する時期でもあり、潜在化していた事案が把握されることで、認知件数が増加するという傾向にある。一方で解消した件数も小学校で85件と、これは大幅に増加をしていることから、今後も早期発見に努め、継続的に丁寧な対応をすることで着実に解消につなげられるように取り組んでいく。

⑤ 感染症の状況について【指導課長】

感染症について、6月8日から7月10日までの報告をする。新型コロナウイルス感染症が14名、水ぼうそう13名、溶連菌感染症が9名、咽頭結膜熱と流行性角結膜炎がそれぞれ2名、インフルエンザとマイコプラズマ感染症が1名、この期間の報告は合計で42名罹患。昨日、おとといと中学校でコロナの報告が若干増えていると本日聞いている。本期間中の学級閉鎖はなし。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

今お話のように、新型コロナウイルス感染症が増えてきている。先週、第28週、7月6日から7月12日、印旛市郡医師会内での定点当たり1.23になった。その前の週、第27週、6月29日から7月5日が定点当たり0.77なので、2倍近くの増加。もう一つ前の週、26週、6月22日から6月28日が0.36なので、倍々ぐらいの感じで増えている。ただ、今週で学校が夏休みになるので、これ以上の増加は学校ではないだろうと思っている。

インフルエンザは、第27週、6月29日から7月5日までが1名だけで、定点当たり0.045だったが、先週の第28週、7月6日から7月12日が人数は6名、6倍ということで、定点当たり0.27なので、これも若干増えている。夏でもゼロにならないというのが最近の特徴だが、学校が夏休みになるので、まず問題ないだろうと思う。

それから、溶連菌の感染症が第28週、7月6日から7月12日、先週が、定点当たり3.29、その前の週の27週、6月29日から7月5日が2.43だったので、これもちよっと増えている。

感染性胃腸炎は横ばいで、先週の第28週、7月6日から7月12日が定点当たり3.5、その前の週が3.43なので、これは横ばい。

特徴的なのは手足口病が、先週の第28週、7月6日から7月12日が定点当たり12.5になっている。その前の週の第27週、6月29日から7月5日が定点当たり8.43なので、結構増えるパターンである。ただ、小学生以下がほとんどなので、まず大丈夫だろうとは思いますが、プールでの感染に気をつけないといけけないので、学校というよりも引き続き各家庭での注意が重要。

それから、熱中症は、かなりの人数の救急搬送が起こっている。梅雨の間、比較的涼しかったということもあり、暑熱順化が十分起こっていないということがあるので、この一、二週間が勝負かなと思う。夏休み前に学校での終業式のときに注意をしていただければと思う。大人の場合は、労働安全衛生法が改正になって企業での取組がかなり厳しくなっているが、学校がそれに追いつかないのかもしれないので、その辺の対策もきちんとお願いしたい。

3 議決事項

議案第1号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書（案）については、6月の教育委員会会議において協議いただき、その意見を踏まえて訂正等を行った部分について説明をする。

1点目、点検評価報告書の4ページ。1、教育長及び教育委員選任状況の任期欄について、圓城寺教育長と菅谷委員が令和7年度中に再任されていることから、再任後の任期に訂正した。

2点目、11ページ下段。3、総合評価について、6月に指摘のあった総合評価の取扱いに関して再確認した結果、優先される主評価を数的評価とした事業が1事業あったため、その旨を下から2行目、「なお」以降に追記した。

3 点目、20 ページ。ナンバー31、学校施設の環境整備事業の評価対象であるトイレ改良事業に新規着手した実施校数について、数値目標、実績数値とも 6 校と記載すべきところ、誤って 7 校と記載していたことから訂正した。35 ページ下段、ナンバー31、学校施設の環境整備欄も同じ趣旨で訂正した。

なお、今回の修正に関して、総合評価など他への影響はなかったことを申し添える。

今後の予定だが、本日議決をいただけたら、8 月中に学識経験者の意見をいただいた上、報告書の巻末に添え、完成版の点検評価報告書として 9 月に市議会へ提出するとともに、ホームページ等で公表する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

いつも評価の基準について言っているが、今回数的評価の主になったのは、ナンバー31 だけだったが、ほかにも数的評価が主になるものも幾つかあるのではないかと。先ほどの総合教育会議でも、数字で出てきたほうが説得力があり質的評価になるとどうしても主観が入るので、次回以降にもう一回検討していただければ、もっと分かりやすくなるのかなと思う。例えば 35 ページの 26 や 32、これも数的評価が主のほうがよさそうだなという気はするので、次回以降検討してもらえればと思う。

《議決結果》

可決

(期日を指定して公表するもののため、これより非公開審議とする。)

議案第 2 号 令和 9 年度使用教科用図書の採択について

学務課長より上程議案の説明

内容：今年度の採択対象は、小学校、中学校、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の検定図書となる。

次に、令和 8 年度教科用図書印旛採択地区協議会選定結果について説明する。令和 9 年度使用教科用図書については、令和 8 年度教科用図書印旛採択地区協議会長から、小学校、中学校、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の選定結果についての報告があった。これは、7 月 1 日水曜日、白井市役所の会議室で開催された、令和 8 年度第 2 回教科用図書印旛採択地区協議会において協議された結果である。教科用図書印旛採択地区協議会においては、種目ごとに専門調査委員会の調査報告を受け、協議、選定が行われた。この選定会議には、圓城寺教育長、柴内教育委員が出席されている。

1 ページ、選定された小学校の検定図書になる。2 ページは選定された中学校検定図書、3 ページから 5 ページが選定された学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書、6 ページから 8 ページが学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書のうち、教科用図書印旛採択地区協議会の選定から除外された図書、9 ページから 11 ページは教科用図書印旛採択地区協議会が作成した

令和 9 年度使用教科用図書、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書、調査報告書において、今回新規となるものの抜粋となる。

1 ページについては、小学校で使用する検定図書だが、令和 5 年度に採択された教科用図書と同一のものが選定されている。2 ページの中学校で使用する検定図書は、令和 6 年度に採択された教科用図書と同一のものが選定されている。令和 9 年度に小中学校で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、4 年間は同一の教科用図書を採択することとなっている。したがって、小中学校は今年度と同一の教科用図書である。

なお、令和 9 年度に使用する小中学校の教科用図書については、教科用図書印旛採択地区協議会で確認されていることを報告する。

次に、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書について説明する。3 ページから 5 ページになる。学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書だが、新規本は 5 冊が選定されている。専門調査委員会調査委員からは、選定された各種目の教科用図書の主な特色として、9 ページから 11 ページにある報告を受けているので、その資料を基に簡潔に紹介する。

これらの図書については、本日佐倉市として採択する図書としてご審議いただくものである。1 冊目は、算数・数学の「スーパータイルのさんすうらくらく算数ブック 1」。内容は、半具体物としてタイルを用いて基礎的な数の概念から 2 桁の足し算や引き算など、段階的に学習できる。身近な動物や食べ物などが題材として扱われ、数の概念が分かりやすく理解しやすい内容となっている。組織、配列や表現については、基礎的な内容が多く取り扱われ、繰り返し学習を進めることができるようになっている。タイルを利用した図が多く、計算方法を視覚的に理解しやすい構成になっている。

2 冊目は、算数・数学の「いろんなかたちをさわってみよう」。内容は、立体や三角すいなどの全 13 種の図形が見開きページごとに立体的に立ち上がるようになっており、両手で挟むように触りながら、その形や特徴が学習できるようになっている。組織、配列や表現は、目に障害のある児童生徒に対して、文字が大きく、点字で説明等が表現されている。

3 冊目は、生活・社会の「記号とマーク・クイズ図鑑」。内容は、身近な記号やマークが多く、クイズ形式を取り入れ、遊びながら学習できる内容となっている。組織、配列や表現は、見たり調べたりしたい記号やマークを索引から探せる構成になっている。また、白色の背景に記号やマークが表示され、分野ごとに色分けされていて視認性が高いものとなっている。

4 冊目は、職業・家庭の「ひとりだちするための進路学習」。内容は、自己理解から社会人になるまでに必要な項目が系統的にまとめられている。卒業後の社会生活に必要な様々な情報が分かりやすく説明されている。組織、配列や表現は、どのページからでも学べ、取り組みやすくなっており、問いかけ形式により、生徒が自分自身の将来を主体的に考えやすい構成になっている。

5 冊目は、図工・美術の「ふれる世界の名画集」。内容は、西洋美術における代表的な作品 12 点が半立体化されて紹介されている。組織、配列や表現は、

目に障害のある児童生徒に対して、文字が大きく点字で説明等がある。また、手で触って絵を確認できるような立体となっている。

採択するものとして審議いただきたい新規本は全5冊である。

続いて、令和9年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書のうち、差し替えのあった図書及び教科用図書印旛採択地区協議会の選定から除外された図書について。

初めに、差し替え本について。7ページ。算数・数学のナンバー10、三省堂「こどもかずの絵じてん改訂版」。既に出版されていた本で、今でも附則第9条図書として採択されていた。今回内容を見直し、今の時代に沿ったものとして全面改訂されたもの。県においても新規本としては協議されていないので、印旛においても協議するものではないと判断され、協議会でも選定されている。

次に、除外となった図書について。本年度除外された図書14冊については、1ページから8ページに掲載されている。新たに選定から外れた図書はなく、昨年度と変更はないため、説明を割愛させていただく。

ここで、改めて確認をする。令和9年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書については、前半に説明した新規図書5冊を含め、3ページから5ページに掲載されている一般図書を採択するものとなる。また、6ページから8ページの除外図書15冊については、昨年度と同様に、それぞれの図書の中にいじめにつながる言葉や不適切な表現が使用されており、学習で扱うことは適切でないことが挙げられている。教科用図書印旛採択地区協議会の選定からは外れているので、本市の学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択においても、この15冊は採択しないものとして審議いただきたい。

最後に、この教科用図書等の選定結果については、教科用図書印旛採択地区協議会事務局より通知があるまでは部外秘となっている。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言